

あなたの地域にも

自主防災組織を！



茂原市

目 次

1. 自主防災組織とは	1
2. 自主防災組織の必要性	1
3. 減災への取り組み（考え）方	3
4. 自主防災組織の活動	7
5. 自主防災組織への助成	7
6. 自主防災組織の作り方	7
○ 茂原市自主防災組織設置助成要綱	8
○ 【参考】自主防災組織規約例	10
○ 茂原市自主防災組織設置届出書兼助成申請書	12
○ 茂原市自主防災組織設置助成決定通知書	13
○ 防火防災訓練届出書	14

1、自主防災組織とは

「大規模な災害の発生を考慮し、『自分たちの街は、自分たちで守る』という、住民の皆さんの自衛意識と連帯感に基づいて結成される、防災のための組織」のことをいいます。

自主防災組織は、地域（自治会）単位で組織されるもので、地震や風水害などの災害が発生した時には防災活動を行います。

つまり、いざ災害が起こった時、地域で自主的に防災活動を行う組織を自主防災組織と呼んでいます。

2、自主防災組織の必要性

私たちの周りでは、台風や大雨による被害がたびたび発生しています。また、地震や火災などの思わぬ災害が、いつどこで発生するかわかりません。

大規模な災害が発生した場合、市では防災関係機関と緊密な連絡を取り合い、全力をあげて防災活動に取り組みますが、道路の寸断、建物の倒壊、断水、停電、火災など同時多発的に発生する様々な悪条件が重なり、防災関係機関だけの活動では、十分な対応が取れないことが予測されます。このような時、ひとりの力だけでは限界があり、危険を伴うことがあるため、地域の人たちが集まりお互いに協力しながら消火活動や救出・救護活動を組織的に取り組むことで、被害を最小限に抑える大きな力となります。

（近年発生した主な災害とその被害について）

年月日	災害名	被害の状況		
		死者及び 行方不明者	負傷者	建物等の被害
平成 23.3.11	東日本大震災	22,010	6,220	全壊 121,809 半壊 278,496
平成 23.8.29～ 平成 23.9.7	台風第 12 号	98	112	全壊 379 半壊 3,159
平成 23.11～ 平成 24.3	大雪等	133	1,990	全壊 13 半壊 12
平成 24.12～ 平成 25.3	大雪等	103	1,517	全壊 5 半壊 7
平成 25.11～ 平成 26.3	大雪等	95	1,770	全壊 28 半壊 40
平成 26.8.20	豪雨(広島土砂災害)	76	68	全壊 179 半壊 217
平成 26.9.27	御嶽山噴火	63	69	全壊 0 半壊 69
平成 28.4.14 及び 4.16	熊本地震	211	2,746	全壊 8,682 半壊 33,660

○阪神・淡路大震災における住民による救助活動

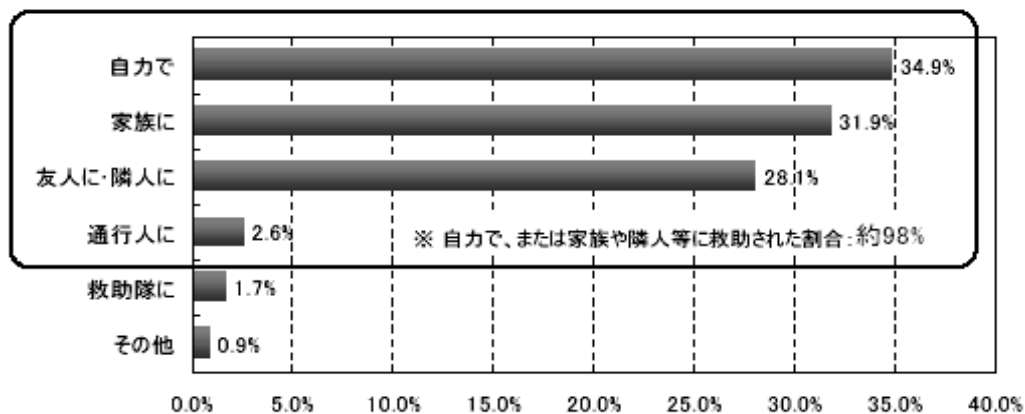
(ささえあう関係づくりが地域の防災機能を高める)

この図は、(社)日本火災学会が火災発生地域の市民を対象に、平成7年10月～平成8年2月に実施したアンケート調査をもとに、生き埋め者や閉じ込められた者の救助について、誰に救助されたかを示したものである。

負傷者の中で、生き埋めにされたり建物や家具に閉じ込められた者の割合は、66.0%にもなる。その救助にあたっては、自力で脱出した34.9%、家族に助けられた31.9%、友人、隣人に救助してもらった28.1%で、自力または家族や近所の住民によって救出された割合は90%を超えていた。専門の救助隊に助けられたのはわずか1.7%である。

専門家による救援を受けることが難しく、被災者同士で何とかしなければならぬ状況であったことがわかる。

図 生き埋めや閉じ込められた際の救助



資料:(社)日本火災学会「兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書」

また、発災後の活動では、震源地に近く全半壊の建物が8割と甚大な被害を受けたにも関わらず、普段からの見守りネットワーク活動が機能し、さらには近隣同士の助け合い、消防団の活躍により、旧北淡町富島地区(現淡路市)では発災当日の午後3時すぎには全員の安否確認が終了した。

また、地区ぐるみでのバケツリレーによって火災の拡大を食い止めた神戸市長田区真野地区での活動にみられるように、普段から支え合う関係が、大規模災害における犠牲を最小限に食い止めるために大きな役割を果たしている。

こうした例からも、普段から支え合う関係をつくり、地域社会とのつながりを持つことの重要性がみてとれる。

3、減災への取り組み（考え）方

◎「自助・共助・公助」の基本原則

※ 自助・共助・公助（住民・地域・企業・行政の役割分担）の基本的な考え方は、欧州統合の過程でEU（欧州連合）と各加盟国との間で締結された欧州連合条約（マーストリヒト条約）に謳われた「補完性の原則」を地方自治に応用したものです。

・地方自治における「補完性の原則」とは、

『個人の尊厳を最大限に尊重し、住民自身やコミュニティなどの小さな単位でできることはそれら小さな単位の自助・共助に任せ、自治体や国などが介入すべきではなく、小さな単位では解決不可能あるいは非効率なもののみを自治体や国などの大きな単位が行う（公助）べきである』

という、住民を中心に据えた「住民・地域・企業・行政の役割分担」の原則です。

○防災における「自助・共助・公助」とは、

災害による被害を最小限に抑えるためには、自助・共助・公助それぞれが、災害対応力を高め、連携することが大切だといわれます。

では、自助・共助・公助とはどんなことでしょうか？

自助 自分の身は自分で守る

「自らの安全は、自らが守る」これが、防災の基本です。

災害に対して、被害を最小限に食い止めるためには、自宅を安全な空間にするなど自分の身は自分で守るといふ、みなさん一人ひとりにしかできないことです。

地震の場合、揺れの中では、誰もが、自分の身を守ることしかできません。

揺れがおさまったとき、自分の目の前にある火災をいち早く消す、また、けがをした家族の出血を、最も早く止血できるのは自分です。

こうした、自分の手で自分や家族また財産を守るための備えと行動を、**自助**と呼びます。

【自助の例】

◆家族会議を行う

- ・ハザードマップ等による地域リスクの確認
- ・家族の役割分担（電気のブレーカー・ガスの元栓の確認、持ち出す荷物の分担）
- ・避難場所（家族が落ち合える場所）や避難路の確認。昼間や夜間に実際に歩いてみる。
- ・家族間の連絡方法の確認（玄関への貼はり紙、被災地から離れた親戚や知人を連絡中継点にする。NTT災害用伝言ダイヤル「171」



等の活用など。)

・我が家の安全点検を行う

(地震に備えて、家具の配置を再確認する。タンスや食器棚等を、突っ張り棒やL字金具などで固定する。窓や食器棚のガラス面に飛散防止フィルムを貼る。食器棚の扉に止め金具を付ける。 など)

・水・食料を備蓄する

(水……一人1日3リットルを目安に3日分以上を用意。)

(食料…乾パン・缶詰など火を通さずに食べられるもの。(レトルト食品・カップ麺など調理が簡単なもの。赤ちゃんの粉ミルク。など))

(ローリングストック法)

1.いつも買う量の2倍の缶詰・インスタント食品などを購入し、ストックする。

2.半分の量を使ったら、使った分と同じ量を購入し、補充する。

※ 古いものから順に使っていき、食料を循環させることで、市販の食料で備蓄ができます。



◆非常持ち出し品を準備する

・食料品…飲料水、缶詰、インスタント食品、粉ミルクなど

・生活用品…着替え、軍手、帽子、毛布、タオル、ウェットティッシュ、オムツ、生理用品など

・救急セット…消毒薬、傷薬、脱脂綿、胃腸薬、マスク、包帯、絆創膏、常備薬、お薬手帳、衛生用品など

・貴重品…現金、キャッシュカード、預金通帳、保険証、印鑑、免許書、権利証書

・その他…携帯電話、充電器、携帯ラジオ(FM付き)、懐中電灯、電池、眼鏡、入れ歯、アイマスク、ライター、ビニール袋、ナイフ、雨具、ラップフィルム、携帯用トイレなど



共助

(地域で助け合い、まちを守る)

「わがまちは、わが手で守る」これが、地域を守る、最も効果的な方法です。そして、地域を守ることは、自分を守ることです。

地震の場合、揺れがおさまりに、自宅が無事であったとしても、隣の家から出た火を放っておけば、自分の家も燃えてしまいます。隣の家火も消すことが、自分の家を守る、唯一の方法です。

自分が生き埋めになったとき、それに気付き、救出活動を始めてくれるのは誰でしょう？震災のような広域災害では、地域の防災機関(警察や消防など)も、同時に

すべての現場に向かうことはできません。また、自衛隊など被災地の外からの応援の到着には時間がかかります。近隣のみなさんが救出してくれるのを待つほかありません。救出活動も消火活動も、早く始めるほど、そして、多くの人に参加するほど、被害を小さく抑えられます。また、災害時に円滑に協力するためには、ふだんからの交流が大きな力になります。

こうした、近隣のみなさんと力を合わせて助け合い、自分たちのまちを守るための備えと行動を、**共助**と呼びます。

【共助の例】

◆自主防災組織を強化する

自主防災組織は、自治会を中心に組織されています。各地域で実施している防災訓練などを通して、みなさんが互いに連携・協力できる態勢を強化しましょう。

◆地域の防災点検を行う

街中の公園・広場などは、災害時の味方になります。逆に老朽化したブロック塀や違法駐車・迷惑駐輪は、緊急車両の通行や避難の妨げになります。地域を防災の視点から点検し、わかりやすい地図を作成しておくとう効果的です。

◆避難行動要支援者に配慮する

高齢者・障害者・乳幼児その他の特に配慮を要する者など、一人では消火や避難の困難な人がいます。普段から災害時に支援が必要な人がどこにいるのかを把握し、地域ぐるみで助け合える態勢を決めておきましょう。

◆人材・物資・用具を把握する

救助に役立つ技能を持った人や用具をあらかじめ把握し、必要に応じて協力を求められるようにしましょう。

- ・ 医師、看護師 ⇒ 救命、救護
- ・ 薬局、薬店 ⇒ 救護
- ・ 建設会社、工務店、大工 ⇒ シャベル・はしご・建設用具 ほか

公助

市をはじめ、警察・消防・県・国といった行政機関、ライフライン機関をはじめとする公共企業、こうした機関の応急対策活動を、**公助**と呼びます。

市はもちろん、各機関とも、災害の発生からできるだけ早く、すべての能力を応急対策活動にあてられるよう、備えています。

【公助の例】

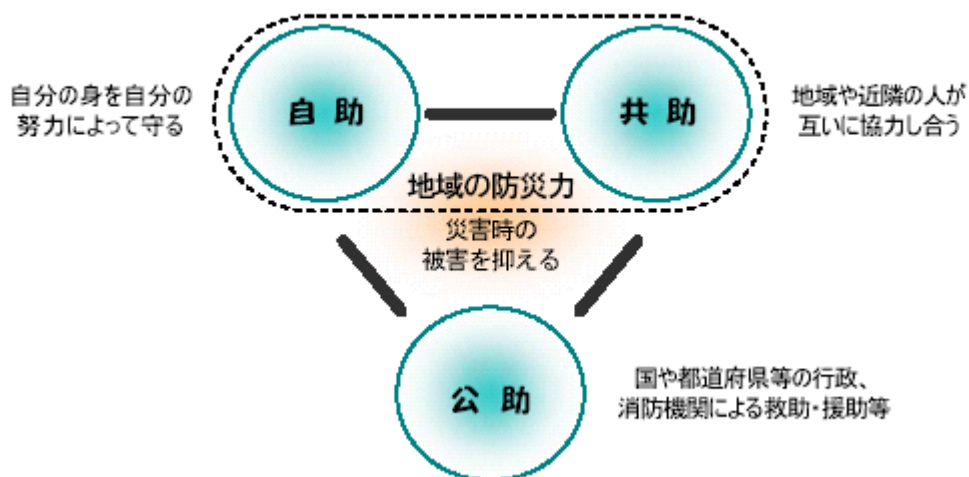
- ◆安全で災害に強いまちづくり…土地区画整理事業、道路や公園などの整備
- ◆指定避難所…小・中学校等の公共施設 34ヶ所
- ◆防災行政無線の整備…市内全域に153ヶ所（平成29年現在）
- ◆飲料水・備蓄物資…飲料水・食料・生活必需品・防災資機材

- ◆地域防災訓練の実施…市民の防災意識の高揚、防災機関との連携の充実
- ◆災害時応援協定…医療・食料・物資・情報など様々な分野での協力 等

自助・共助・公助の連携

自分を中心に考えると、災害の発生に対し、自分を守るのは、**自助**の力です。
 自分ひとりでは対応できない状況になったとき、頼ることができるのは、**共助**です。それは同時に、自分が可能ならば共助に参加する意識が前提となります。
 そして、**公助**とともに、状況を安定させ、復旧・復興へと向かいます。
 公助が活動を始めても、その援助の手が、円滑に一人ひとりの許に届くためには、共助との連携が効果的です。
 こうした連携が、地域、そして自分の被害を最小限に抑え、早期に復旧・復興するために必要なことです。

図 自助・共助・公助



4、自主防災組織の活動

自主防災組織の活動としては、次のような活動が期待されます。

【平常時（日常の活動）】	【災害発生時（非常時の活動）】
<ul style="list-style-type: none">・ 防災訓練の実施・ 集合場所や避難経路の確認・ 消火用水の確保や消火器の点検・ 避難行動要支援者の把握※・ 応急医療品や資機材の準備・ 正しい防災知識の普及・ 防災マップなどを作成し、防災意識を高める・ 食料や飲料水などの備蓄の呼びかけ	<ul style="list-style-type: none">・ 出火防止及び初期消火活動・ 避難情報の伝達・ 避難行動要支援者などの避難誘導・ 避難場所などでの秩序の維持・ 負傷者の把握・ 救出活動と応急手当・ 災害情報の伝達・ 被害状況の把握・ 炊き出し等による食料の提供

※災害時要援護者の把握については、プライバシーに関わる事柄で、取扱には注意が必要です。

5、自主防災組織への助成

茂原市では自主防災組織への支援策として、「茂原市自主防災組織設置助成要綱」（8ページ参照）により防災資機材及び戸別受信機（防災無線放送を屋内で聴くことのできる受信機）1台の貸与を行っています。

また、新たに設立した自主防災組織を対象に、防災用の資機材を収納するための倉庫等の設置に対し、15万円を限度として補助対象経費の3分の2以内の額の補助を行っています。

6、自主防災組織の作り方

【茂原市の基準】（ 組織：自治会単位 、 規模：70世帯以上（目安） ）

(1) 自主防災組織の規約づくり

自主防災組織を運営するためには、地域の実情をふまえて十分な話し合いを重ね、自主防災組織に関する基本的な事項について規約（10ページ参照「自主防災組織規約例」）をつくります。

(2) 自主防災組織の役員選出

自主防災組織に必要な役員を、皆さんでよく話し合って決めます。

(3) 市への申請

茂原市自主防災組織設置届出書兼助成申請書（12ページ参照「第1号様式」）を提出し、承認（「助成決定通知書」13ページ参照「第2号様式」）を受けます。

また、防災倉庫等の設置に対する補助金を受けたい場合は、事前に防災対策課にご相談ください。

○茂原市自主防災組織設置助成要綱

平成 12 年 10 月 5 日茂原市告示第 74 号

改正

平成 16 年 3 月 31 日告示第 47 号

平成 27 年 10 月 1 日告示第 98 号

茂原市自主防災組織設置助成要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、自主防災組織の設置に対して助成をすることにより、自主防災組織の育成及び住民の防災意識の高揚を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「自主防災組織」とは、地域の防災活動を行うため、自治会等を単位として市民により自主的に組織された団体をいう。

(設置助成)

第 3 条 市長は、自主防災組織が設置されたときは、予算の範囲内において当該自主防災組織に対し、次のとおり助成を行う。

助成内容	誘導旗、腕章、救助工具箱セットその他自主防災組織に必要な資機材を譲渡又は貸与する。
------	---

(申請手続)

第 4 条 この要綱による設置助成を受けようとする者は、茂原市自主防災組織設置届出書兼助成申請書（別記第 1 号様式）に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 規約
- (2) 役員名簿
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(審査及び決定)

第 5 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、茂原市自主防災組織設置助成決定通知書（別記第 2 号様式）により申請者に通知する。

(管理義務)

第 6 条 前条の規定により譲渡又は貸与の決定を受けた自主防災組織は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 保管責任者を定め、譲渡又は貸与を受けた物品を常に良好な状態で使用できるよう管理に努めること。
- (2) 譲渡又は貸与を受けた物品は、災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合又は防災訓練に使用する場合以外は使用しないこと。

(届出)

第 7 条 自主防災組織の代表者は、自主防災組織の名称及び役員を変更するとき、又は組織を解散するときは、市長に届け出なければならない。

(防災用資機材等の返還)

第8条 市長は、自主防災組織が解散をしたときは、貸与した資機材等の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公示の日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日の前日において、既に設立されている自主防災組織については、第3条に定める助成範囲において既に受けた助成との差額相当分の防災用資機材の譲渡又は貸与を受けることができる。

附 則 (平成16年茂原市告示第47号)

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年茂原市告示第98号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行日前に、この告示による改正前の茂原市自主防災組織設置助成要綱第4条の規定により申請があった自主防災組織は、改正後の茂原市自主防災組織設置助成要綱第4条に規定する届出及び申請があったものとみなす。

【参考】自主防災組織規約例

〇〇自主防災会規約

(名称)

第1条 この会は、〇〇自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

(活動拠点の所在地)

第2条 本会の活動拠点は、次のとおりとする。

- (1) 平常時は〇〇とする。
- (2) 災害時は〇〇とする。

(目的)

第3条 本会は、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「災害等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- (2) 地震時に対する災害予防に資するための地域の災害危険の把握に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 地震時の発生等における情報の収集・伝達、避難、出火防止及び初期消火、救出・救護、給食・給水等応急対策に関すること。
- (5) 防災資機材等の備蓄に関すること。
- (6) 他組織との連携に関すること。
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第5条 本会は、〇〇自治会内にある世帯をもって構成する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長若干名
- (3) 防災委員若干名
- (4) 班長若干名
- (5) 監査役2名

2 役員は、会員の互選による。ただし、防災委員は、消防職員・団員OBなどをもってその職をあてるものとし、会長が指名した者とする。

3 役員任期は、防災委員は〇年、その他の者は〇年とする。ただし、再任することができる。

(役員 の 責務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、災害等の発生時における応急活動の指示を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。また、各班活動の指揮監督を行う。

3 防災委員は、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる。

4 班長は、幹事会の構成員となり、会務の運営にあたるほか、班活動の指示を行う。

5 監査役は、会の会計を監査する。

(会議)

第8条 本会に、総会及び幹事会をおく。

(総会)

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

- 2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。
- 3 総会は、会長が招集する。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 規約の改正に関すること。
 - (2) 防災計画の作成及び改正に関すること。
 - (3) 事業計画に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) その他、総会が特に必要と認めたこと。
- 5 総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

(幹事会)

第10条 幹事会は、会長、副会長、防災委員及び班長によって構成する。

- 2 幹事会は、次の事項を審議し、実施する。
 - (1) 総会に提出すべきこと。
 - (2) 総会により委任されたこと。
 - (3) その他幹事会が特に必要と認めたこと。

(防災計画)

第11条 本会は、災害等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

- 2 防災計画は、次の事項について定める。
 - (1) 災害等の発生時における防災組織の構成及び任務分担に関すること。
 - (2) 防災知識の普及に関すること。
 - (3) 災害危険の把握に関すること。
 - (4) 防災訓練の実施に関すること。
 - (5) 災害等の発生時における情報の収集・伝達、避難誘導、出火防止、初期消火、救出・救護、給食・給水、災害弱者対策、避難所の管理・運営及び他組織との連携に関すること。
 - (6) その他必要な事項。

(会費)

第12条 本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経費)

第13条 本会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第14条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第15条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

- 2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

付 則

この規約は、○年○月○日から実施する。

別記第1号様式（第4条）

茂原市自主防災組織設置届出書兼助成申請書

年 月 日

(宛先)茂原市長

自主防災組織名
代 表 者住所
氏名
電話 ()

茂原市自主防災組織設置助成要綱第4条の規定により、次のとおり届出し、助成を申請します。

自 主 防 災 組 織 の 概 要	
組 織 名	
設 立 年 月 日	年 月 日
対 象 地 区	
加 入 世 帯 数	世 帯
加 入 者 数	人

添付書類

規約及び役員名簿

第2号様式（第5条）

茂原市自主防災組織設置助成決定通知書

年 月 日
第 号

様

茂原市長

年 月 日付けで申請のありました茂原市自主防災組織設置助成措置
について、次のとおり決定いたしましたので通知します。

助成資機材名	数 量	備 考
強 力 ラ イ ト	2	
ヘルメット	3	
サイレン付メガホン	1	
プラスチックメガホン	2	
トランシーバー	2	
救急箱セット	1	
誘 導 旗	1	
腕 章	1	
ジ ャ ッ キ	1	
救助工具箱セット	1	
工 具 収 納 箱	1	

防火防災訓練届出書

年 月 日			
(宛先) 茂原市長			
団 体 名 住 所 代 表 者 名 電 話			
訓 練 日 時	令和 年 月 日 曜日 午前・後 時 分～ 時 分		
実 施 場 所			
訓 練 種 別 等	1. 避難訓練 2. 消火訓練 3. 通報訓練 4. 総合訓練 5. その他 ()		
訓 練 参 加 人 員	名	連絡先	担当者 電 話
消防職員の派遣依頼	有 無	名 (訓練参加人数により調整)	
その他職員の派遣依頼 (防災指導員含む)	有 無	名 (訓練参加人数により調整)	
訓練概要 (具体的に記入) ※訓練計画の添付可			
時 刻	訓 練 項 目		